

撮影に関する注意事項

- 以下、注意事項をご確認のうえ、撮影支援申請書（別紙）に必要事項を記入し、事務局あてにFAXしてください。（原本は撮影日までに郵送、またはご持参ください。）
- 撮影時に損害が発生した場合、内灘フィルムコミッション事務局及び施設管理者は、故意・過失のない限り一切の責任を負いません。撮影中の施設・物品の破損、事故等で生じた傷害の賠償については、事前の保険加入を含め、制作者の責任において対応してください。
- 地域住民とのトラブルが発生しないよう十分注意をし、撮影を行ってください。特に撮影等が夜間に及ぶ場合、騒音が見込まれる場合など地域住民の生活に支障がある場合は、事前に地域住民への説明を行うとともに同意を得てください。
- 紹介した施設等との協議内容については、使用の有無に関わらず、当事務局まで報告してください。
- 撮影の中止や日程の変更については、速やかに施設管理者や撮影協力者などへご連絡いただくとともに、当事務局へも報告してください。
- 撮影に関してあらかじめ施設管理者や撮影協力者などと十分な協議を行い、指示や諸条件がある場合は遵守してください。
- 撮影終了時点では、施設・場所の原状回復や清掃などを行ってください。
- 撮影等に係る経費の負担は行いません。撮影等に必要な発注や契約については、必ず制作者側で対応してください。

問い合わせ先

内灘フィルムコミッション（内灘町地域産業振興課内）

TEL：076-286-6708 FAX：076-286-6709

MAIL：kanko@town.uchinada.lg.jp